令和７年第１回南関町議会臨時会（第１号）

令和７年２月１３日
午後１時３０分開会
於　　議　　場

１．議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第１　　会議録署名議員の指名について（２番議員・３番議員）
日程第２　　会期決定について
日程第３　　議案第１号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和６年度南関町一般会計補正予算（第６号））
日程第４　　議案第２号　南関町長等の給与及び旅費に関する条例及び南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第５　　議案第３号　南関町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第６　　議案第４号　南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第７　　議案第５号　令和６年度南関町一般会計補正予算（第７号）について
日程第８　　議案第６号　令和６年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について
日程第９　　議案第７号　令和６年度南関町下水道事業補正予算（第３号）について
日程第１０　議案第８号　工事請負契約の変更について

２．出席議員は次のとおりである。（１２名）

１番　福　山　美　佳　君	２番　伊　藤　博　長　君
３番　矢　野　修　一　君	４番　西　田　恵　介　君
５番　北　原　浩一郎　君	６番　中　村　正　雄　君
７番　杉　村　博　明　君	８番　井　下　忠　俊　君
９番　境　田　敏　高　君	10番　山　口　純　子　君
11番　立　山　比呂志　君	12番　立　山　秀　喜　君

３．欠席議員なし

４．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（６名）

町　　長　佐　藤　安　彦　君	副　町　長　坂　田　浩　之　君
教　育　長　永　杉　尚　久　君	総　務　課　長　嶋　永　健　一　君
福　祉　課　長　多田隈　志　保　君	建　設　課　長　田　口　　明　君

５．職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（２名）

議会事務局長　福　山　光　明　君　　書　　記　山　下　飛　鳥　君

開会　午後１時３０分

――――――――◯――――――――

◯議長（立山秀喜君）　起立。礼。おはようございます。着席。

ただいまから、令和７年第１回南関町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程等は、お手元に配付のとおりです。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、２番議員、３番議員を指名します。

日程第２、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会は本日１日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

◯議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日１日間とすることに決定しました。

ここで町長から挨拶の申出があっていますので、これを許します。町長。

◯町長（佐藤安彦君）　皆さん改めまして、こんにちは。

令和７年第１回南関町議会臨時会の開会において、専決処分の報告及び承認を求めることについて、南関町長等の給与及び旅費に関する条例及び南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和６年度一般会計と補正予算について、工事請負契約の変更についてなどのご審議をお願いするにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

発生から５年になります新型コロナウイルス感染症と季節性のインフルエンザにつきましては、現在が落ちついてきている状況だとお聞きしておりますが、これから年度末とともに、保育園、児童生徒の卒園、卒業を迎える時期にもなりますので、引き続き気を引き締めたいと思います。

また本年も１月１３日、宮崎県日向灘を震源地として発生した地震のように、全国では毎年大きな自然災害が発生しているとともに、埼玉県の道路陥没事故のように、自然災害以外でも考えられないような事故が発生しておりますので、今一度、全国で発生している災害がよそごとではないことを肝に銘じながら、防災管理体制を確立していかなければならないと考えております。

さて、本理事会でも提案しております、うから館の改修工事につきましては、資材の調達が困難なことや、人手不足等も考えられる中で、工期内の完成に向けて着実に工事を進められていることを報告させていただきます。昨年までは、古小岱の里で開催しておりました、陶器梅まつりについては、今回で２２回目を迎えますが、会場を南関町役場前特設会場に移すとともに、名称もなんかん大陶器まつりに変更し、１９窯元の出店や大抽選会等も開催されますので、ご来場、応援のほどよろしくお願いいたします。

本議会臨時会におきましては、専決処分の報告及び承認を求めることについて、南関町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてなど、条例の一部を改正する条例の制定についてが３件、令和６年度南関町一般会計補正予算についてのほか、特別会計補正予算についてが１件、令和６年度南関町下水道事業補正予算について、工事請負契約の変更についてを提案させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、臨時会開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君）議案については、お手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。事務局長。

○事務局長（福山光明君）　議案名を読み上げます。

日程第３　　議案第１号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和６年度南関町一般会計補正予算（第６号））

日程第４　　議案第２号　南関町長等の給与及び旅費に関する条例及び南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第５　　議案第３号　南関町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第６　　議案第４号　南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第７　　議案第５号　令和６年度南関町一般会計補正予算（第７号）について

日程第８　　議案第６号　令和６年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

日程第９　　議案第７号　令和６年度南関町下水道事業補正予算（第３号）について

日程第１０　議案第８号　工事請負契約の変更について

以上でございます。

○議長（立山秀喜君）　配付漏れ等はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　配付漏れなしと認めます。

――――――――○――――――――

日程第３　　議案第１号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和６年度南関町一般会計補正予算（第６号））

○議長（立山秀喜君）　日程第３、議案第１号、専決処分の報告及び承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　第１号議案、専決処分の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。令和６年度南関町一般会計補正予算（第６号）地方自治法第１７９条第１項の規定によって別紙のとおり専決処分しましたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。南関町専決第１号、令和６年度南関町一般会計補正予算について。令和６年度南関町一般会計補正予算（第６号）を別紙のとおり、調整することとする。令和７年１月１４日専決。内容につきましては、令和６年度南関町一般会計補正予算（第６号）でご説明いたします。

予算書の１ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８,５２２万３,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６９億１,９７１万６,０００円とする。２ページは、歳入についての補正額の一覧でございます。１１款地方税は１項地方交付税８,００８万９,０００円を追加して、総額を２２億３,５７７万３,０００円とするものである。１５款国庫支出金、１項国庫負担金に６５０万円を追加して５億３,１０１万４,０００円とし、２項国庫補助金５,２５７万円を追加して、４億３,７２０万７,０００円とし、総額を９億７,０１２万４,０００円とするものです。１９款繰入金は１項基金繰入金から６,１００万円を減額して、１億８,５１０万４,０００円とし、総額１億８,５４０万７,０００円とするものであります。２１款諸収入は４項雑入４１６万４,０００円を追加して、５,７００万６,０００円とし、総額を７,６６７万７,０００円とする。２２款町債は１項

町債に２９０万円を追加して、総額６億８９万６,０００円とし、補正前の歳入合計６８億３,４４９万３,０００円に８,５２２万３,０００円を追加して、歳入合計を６９億１,９７１万６,０００円としております。

３ページは歳出については、補正額の一覧でございます。２款総務費は１項総務管理費１,８５６万円を追加し７億６,０１６万円とし、総額を１０億１,３９１万２,０００円とするものでございます。３款民生費は、１項社会福祉費に５,４６９万５,０００円を追加し、１５億４,９６５万５,０００円とし、２項児童福祉費に４５万８,０００円を追加し６億１,５３８万７,０００円とし、総額を２１億６,５０４万２,０００円としております。１０款災害復旧費、２項公共土木施設災害復旧費９７４万６,０００円を追加し、５,０９２万８,０００円とし、総額を９，９９７万３,０００円とし、１２款予備費は１項予備費に７６万４,０００円を追加し、総額を１,５５９万６,０００円としております。補正前の歳出合計６８億３,４４９万３,０００円に補正額８,５２２万３,０００円を追加し、６９億１,９７１万６,０００円とするものであります。

４ページは、第２表繰越明許費の補正でございます。４ページは繰越明許費として、３款民生費、１項社会福祉費の物価高騰対策金給付事業５,４６９万５,０００円、10款災害復旧費、２項公共土木施設災害復旧費、河川等災害復旧事業（令和２年災）９７４万６,０００円を追加しており、５ページは、第３条は地方債補正でございます。補正後の限度額を申し上げます。災害復旧事業費が３,１２０万円でございます。６ページから７ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。８ページ、１１款１項１目１節地方交付税に普通交付税として８,００８万９,０００円を追加し、１５款国庫支出金、３目災害復旧国庫負担金、１節公共土木施設災害関連性として６５０万円を追加し、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、５,２５７万円を追加するものです。１９款繰入金、１項基金繰入金、財政調整基金繰入金に６,１００万円を減額するものです。２１款諸収入、４項雑入、１目過年度収入に県物価高騰対応生活支援者支援交付金として４１６万４,０００円を追加するものです。２２款町債、７目災害復旧費に２９０万円を追加するものです。

１０ページ歳出の主なものを申し上げます。２款総務費、１項総務管理費、６目財政調整基金、２４節減債基金積立金１,８５６万円、３款民生費、社会福祉費、１目社会福祉総務費の１９節、扶助費に物価高騰対策給付金として４,９８０万円を追加しております。１０款災害給付費、２項公共土木施設災害、１目河川等災害復旧費、１４節工事請負費に過年災として、９７４万６，０００円を追加しております。

以上で報告を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第１号を採決します。

したがって、議案第１号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

――――――――○――――――――

日程第４　　議案第２号　南関町長等の給与及び旅費に関する条例及び南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君）　日程第４、議案第２号、南関町長等の給与及び旅費に関する条例及び南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　第２号議案、南関町長等の給与及び旅費に関する条例及び南関議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を申し上げます。提案理由は、国家公務員に適用される特別職の給与に関する法律が改正されることに伴い、国家公務員の特別職に準じて、本町の特別職の期末手当を適正なものにするためのものでございます。

それでは内容の説明を申し上げます。次のページをご覧ください。第１条として、南関町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和３１条例第４号）を次のように改正するものです。第３条第２項ただし書、これは令和６年６月期末手当が１００分の１２２，５を１００分の１７０を１００分の１７５に改めるもので、第２条は第３条第２項、ただし書中、これは令和７年度以降の期末手当になります。６月期末手当１００分の１２２.５を１００分の１７２、１２月期末手当１００分の１１７.５を１００分の１７５に改め、支給額の平均を１００分の１７２.５とするものでございます。

第３条及び第４条は、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成１０年条例第２号）の一部を改正する。前段で説明しました第１条と第２条の改正内容です。附則として第１項でこの条例は公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和７年４月１日から施行する。第２項で第１条の規定による、改正後の南関町長等の給与及び旅費に関する条例及び南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例については、令和６年４月１日から適用する。第３項で、改正後の規定を適用する場合は、改正前に支払われた期末手当は内払とみなし、増額分を追って支払うものと定めるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第２号、南関町長等の給料及び旅費に関する条例及び南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

――――――――◯――――――――

日程第５　　議案第３号　南関町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君）　日程第５、議案第３号、南関町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改

正する条例の制定についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　第３号議案、南関町一般職員に関する条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由は、地方公務員法第２４条の趣旨に添い、給与を適正なものにするためです。

それでは、内容の説明を申し上げます。次のページをご覧ください。南関町一般職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１１号）の一部を次のように改正する。第１条で、ボーナス支給率の改正について、第１４条第２項は、一般職の期末手当になります。令和６年１２月に支給する場合は１００分の２２.５を１００分の２７.５に改め、同条第３項中これは再任用職員の期末手当になります。令和６年１２月に支給する場合は１００分の６８.７５を１００分の７１.２５に改め、第１５条第２項第１項中、これは一般職の勤勉手当になります。令和６年１２月に支給する場合は１００分の１０２.５を１００分の１０７.５に改め、同項第２号中これは再任用職員の機敏勤勉手当になります。令和６年１２月期に支給する場合１００分の４８.７５を１００分の５１.２５に改めるものでございます。別表１は、第１は行政職給料表（一）のように改めるものです。ただし、令和６年４月に遡及する給与表でございます。

ページを３枚めくってください。ページ下の下段をご覧ください。第２条は南関町一般職員に関する条例の第６条で扶養手当を改正し、５項で扶養手当の支給に関する必要事項を規則で定めるとしたところで、第７条にあった扶養手当に関する事項を削除し、第７条に２で地域手当の改正をし、第１２条の２で、管理職の特別手当を改正し、第１４条で令和７年年４月から勤勉手当を改正し、第１５条で令和７年４月から再任用の期末勤勉手当を改正するものであります。別表第１の行政職給料表（一）は、令和７年４月から運用するものでございます。

３枚めくってください。第３条で、令和６年４月に遡及する会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当を改正し、第４条で令和７年４月から適用する会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当等を改正し、第５条で、令和７年４月から適用する一般職員の期末勤勉手当等を改正するものでございます。

附則として第１項でこの条例は公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第５条並びに附則第４項から第１２項までの規定は令和７年４月１日から施行し、第２項で第１条及び第３条の規定に係る改正後の普及の条例については、令和６年４月１日から第３項で、第１条及び第３条の給与条例改正の規定を適用する場合には、改正前に支払われた給与又は報酬は内払いとみなし、増額分を後日支払うものとし、第４項第５項で、給与の号給の切替え、号給の調整について定め、第６項では扶養手当の経過措置を定め、第７項及び第８項は地域手当に関する経過措置を定め、第９項で職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正し、第１０項で職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例改正、第１１項で公益法人等への南関町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を改正し、第１２項で前各項に定めるもののほか、この条例の施行に際し、必要な経過措置は、規則で定めるものとし、附則別表、行政職（一）の適用を受ける職員の号給切り替え表でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３号、南関町一般職員に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

日程第６　　議案第４号　南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君）　日程第６、議案第４号、南関町家庭的保育事業等の質疑及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君）　南関町家庭的保育事業等の質疑及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を説明申し上げます。提案理由、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に基づき。条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお開きください。南関町家庭的保育事業等の質疑及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第６号）の一部を次のように改正する。第２９条第２項第３号中「２０人」を「１５　　人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。第３１条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。第４４条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。第４７条第２項第３号中「２０人」　を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。付則としまして、この条例は、公布の日から施行するものとします。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第４号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、第４号議案、南関町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

日程第７　　議案第５号　令和６年度南関町一般会計補正予算（第７号）について

○議長（立山秀喜君）　日程第７、議案第５号、令和６年度南関町一般会計補正予算（第７号）についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　第５号議案、令和６年度南関町一般会計補正予算（第７号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億２,４９８万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７４億４,４７０万１,０００円でございます。

歳入についてでございます。１５款国庫支出金補正額２億７,５０１万１，０００円を追加し、７億１,２２１万８,０００円とし、予算総額を１２億４,７１３万５,０００円とするものであります。１６款県支出金、２項県補助金に１万４,０００円を追加して２億７８２万８,０００円とし、予算総額を５億３,４９１万１,０００円とするものであります。１９款繰入金は１項基金繰入金に７，０５６万円を追加して総額を２億５,５６６万４，０００円とするものであります。２２款町債は１項町債に１億７,９４０万円を追加して、８億７,２２９万６,０００円とするものであります。歳入合計は補正前の６９億１,９７１万６,０００円に５億２,４９８万５,０００円を追加して７４億４,４７０万１,０００円とするものであります。

３ページをお願いします。歳出でございます。１款議会費は１項議会費、４２万１,０００円を追加して８,９０１万５,０００円、２款総務費は１項総務管理１７万３,０００円を追加して７億６,５７３万３,０００円。２項徴税費１７１万４,０００円を追加して１億８,９７３万円とし、３項戸籍住民基本台帳費に６０万６,０００円を追加して４,２７７万２,０００円とし、４項選挙費に２１万７，０００円を追加し１,５２５万４,０００円とし、統計調査費３４万８,０００円を追加して、７４７万５,０００円、総額を１０億２,２３７万円とする。３款民生費は１項社会福祉費、５３９万７,０００円を追加して１５億５,５０５万２,０００円、２項児童福祉費４万円を追加して、６億１,５４２万７,０００円とし、予算総額を２１億７，０４７万９，０００円とすものです。４款衛生費、１項保健衛生費、１２４万円を追加して１億８,２０１万円とし、予算総額を４億４,７２４万円とするものであります。５款農林水産業、１,２０５万円を追加して３億７４６万６,０００円とし、予算総額を３億３,２４４万８，０００園とするものであります。６款１項商工費に４，７５６万１，０００円を追加して、７款土木費、１ 項土木管理費に２５０万６,０００円を追加して、８,０９４万９,０００円とし、２項道路橋梁費に４億４,００７万円を追加して７億２，３５６万円とし、５項下水道費１０万６,０００円を追加して８,１３３万１,０００円とし、６項浄化槽整備推進事業費４６万４,０００円を追加し、５,０１８万６,０００円とし、予算総額を１０億４,４７７万９,０００円とするものです。８款消防費は、１項消防費に１４０万円を追加して、３億２,０５３万４,０００円を追加して教育総務費７６万７,０００円を追加して８,６１４万１,０００円とし、２項小学校費は、財源組替えを行って、３項中学校費に８６万４,０００円を追加し、５,５１７万１,０００円とし、４項社会教育費１８１万９,０００円を追加して、保健体育費に２４万４,０００円を追加して、２億８７２万９,０００円とし、予算総額を６１８万１,０００円とするものであります。１０款災害復旧費は、２項公共土木施設災害復旧費２０８万１,０００円を追加して５,３０９万円、予算総額１億２０５万４,０００円とするものであり、２款１項予備費７５万７,０００円を追加して、１,６３５万３,０００円とするものであります。歳出合計は補正前６９億１，９７１万６,０００円、補正額５億２,４９８万５，０００円を追加し、７４億４,４７０万１,０００円とするものであります。

５ページ、第２条は繰越明許費補正でございます。追加として、５款農林水産業費、１項農業費の燃油価格高騰緊急対策事業として３００万円とし、６款商工費、１項商工費なんかんトッパ商品券交付事業４,６６６万６,０００円とし、９款教育費５項保健体育費の総合運動公園整備事業として７,９００万円とし、変更として７款２項道路橋梁費、道路新設改良事業、４,００７万２,０００円を追加して５億６,２６３万円とするものであります。第３表、地方債補正の変更を申し上げます。道路橋梁

整備事業、限度額を２億2,７８０万円とするものです。７ページは歳入歳出補正予算事項別明細書。９ページ歳入の内訳でございます。１５款国庫支出金、２項国庫補助金、1目１節総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,９０５万円を追加し、４目土木費国庫補助金、１節道路橋梁費国庫補助金２億3,５９２万6,０００円とし、１９款繰入金、1項基金繰入金は、1目1節財政調整基金繰入金5,７００万円を追加して、９目１節地域振興対策基金繰入金、１、３５６万円を追加し、２２款町債、3目土木債、1節道路橋梁債、道路橋梁整備事業債として、1億7,９４０万円するものであります。

１１ページからは歳出の内訳でございます。それぞれの1節を報酬、２節給料、３節職員手当等、４節共済費の人権関係の増額は主に、人事勧告に伴うものでございます。それ以外の主なものについて１５ページになります。５款の農林水産費、1項農業費、3目農業振興費、１８節負担金、補助金及び交付金に、燃油価格高騰緊急支援事業補助金として３００万円追加し、１１目畜産業費、１８節負担金、補助金及び交付金に飼料高騰緊急支援事業補助金として６００万円を追加しております。１６ページ上段になります。６款1項商工費、1目商工費、なんかんトッパ商品券交付金4，３５０万円とし、下段になります。7款土木費、２項道路橋梁費、測量設計委託料に6,３００万、調査委託料1,９７２万7，０００円を追加し、１４節工事請負費に、改良舗装工事として3億4,９０９万7，０００円を追加しております。１９ページ、１０款災害費、２項公共土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費、１２節委託料に２０８万1,０００円とするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第５号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５号、令和６年度南関町一般会計補正予算（第７号）については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

日程第８　　議案第６号　令和６年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について

○議長（立山秀喜君）　日程第８、議案第６号、令和６年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（多田隈志保君）　議案第６号、令和６年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてを説明申し上げます。１ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億６２５１万9，０００円とするものす。２ページをお願いいたします。歳入についての補正額一覧でございます。５款県支出金は1項県負担金補助金に1万3,０００円を追加し、１０億5,１１０万9,０００円とするもので

ございます。歳入合計は、補正前の１３億６,２５０万６,０００円に補正額１万３,０００円を追加し、１３億６,２５１万９,０００円とするものでございます。

３ページをお願いいたします。歳出についての補正額一覧でございます。５款保健事業費は、２項保健事業費を１万３,０００円追加し、１,３０８万３,０００円とし、合計を２,２３８万３,０００円とするものでございます。歳出合計は補正前の１３億６,２５０万６,０００円に補正額１万３,０００円を追加し、１３億６,２５１万９,０００円とするものでございます。４ページ、５ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。６ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。５款県支出金、１項県負担金補助金、１目保険給付費交付金、２節特別交付金に１万３,０００円の追加は、決算見込みによるものでございます。

７ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。５款保健事業費、２項保健事業費、１目保健衛生普及費、３節職員手当等に１万３,０００円追加するもので、人事院勧告に伴う会計年度任用職員、勤勉手当の決算見込みによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第６号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６号、令和６年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）については、原案のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

日程第９　　議案第７号　令和６年度南関町下水道事業補正予算（第３号）について

○議長（立山秀喜君）　日程第９、議案第７号、令和６年度南関町下水道事業補正予算（第３号）についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（田口明君）　第７号議案、令和６年度南関町下水道事業補正予算（第３号）について、説明いたします。１ページをお願いいたします。南関町下水道事業予算第３条に定めた予定額を補正するものでございます。

収入でございます。１款下水道事業収益は、２項営業外収益、１０万６,０００円を追加し、１億１,８１４万４,０００円とし、総額を１億５,５１０万円とするものでございます。２款浄化槽事業収益は、２項営業外収益、４６万４,０００円を追加し、７,８５４万９,０００円とし、総額を１億１,５９９万５,０００円とするものでございます。支出でございます。１款下水道事業費用は１項営業費用１０万６,０００円を追加し、１億４,６０９万３,０００円とし、総額を１億５,５１０万円とするものでございます。２款浄化槽事業費用は、１項営業費用４６万４,０００円を追加し、１億２,７０３万７,０００円とし、総額を１億３,０４３万８,０００円とするものでございます。

２ページをお願いします。南関町下水道事業予算第８条に定めた経費の金額を定めるものでございます。職員給与費は５７万円追加し、１,２８９万５,０００円とするものでございます。今回の補正は、職員給与費に係る補正が主なものでございます。３ページ以降は、実施計画の収益的収入及び内訳等の資料でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第７号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第７号、令和６年度南関町下水道事業補正予算（第３号）については、原案のとおり可決されました。

―――――――○―――――――

日程第１０　議案第８号　工事請負契約の変更について

○議長（立山秀喜君）　日程第１０、議案第８号、工事請負契約の変更についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（嶋永健一君）　工事請負契約の変更提案理由及び議案の説明をいたします。今回ご提案します工事請負契約の変更は、令和６年６月定例議会で議決を頂いた南の関うから館改修工事で、提案理由は工事の内容変更により工事請負契約の一部を変更する必要があるためでございます。なお、議会の議決を得た契約については、地方自治法第９６条第１項第５号及び、既に契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議会を経る必要があるため提案するものでございます。今回の主な工事の内容変更は屋外電気整備設備工事及び屋上防水工事で改修か所の追加並びに独立書架等の工作物の増加に伴うもので、これに伴う工事費の増額による請負契約金額を変更するものでございます。変更請負契約金額は消費税を含んだ金額で、６億５,１２０万円を６億９,５６０万７,２６８円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君）　ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

［　「ありません」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　討論なしと認めます。

これから、議案第８号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第８号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

――――――――○――――――――

○議長（立山秀喜君）　以上で、本会議に付議されました案件は終了しました。

お諮りします。会議規則第４５条の規定により、本会議中の発言訂正などの字句の整理については、その整理を議長に一任頂きたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［　「異議なし」と呼ぶ者あり　］

○議長（立山秀喜君）　異議なしと認めます。

したがって、会議規則第４５条の規定により、処理することにいたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和７年第１回南関町議会臨時会を閉会します。

起立。礼。お疲れ様でした。

――――――――○――――――――

閉会　午後２時１８分